

はじめに

福岡県都市計画基本方針策定の趣旨

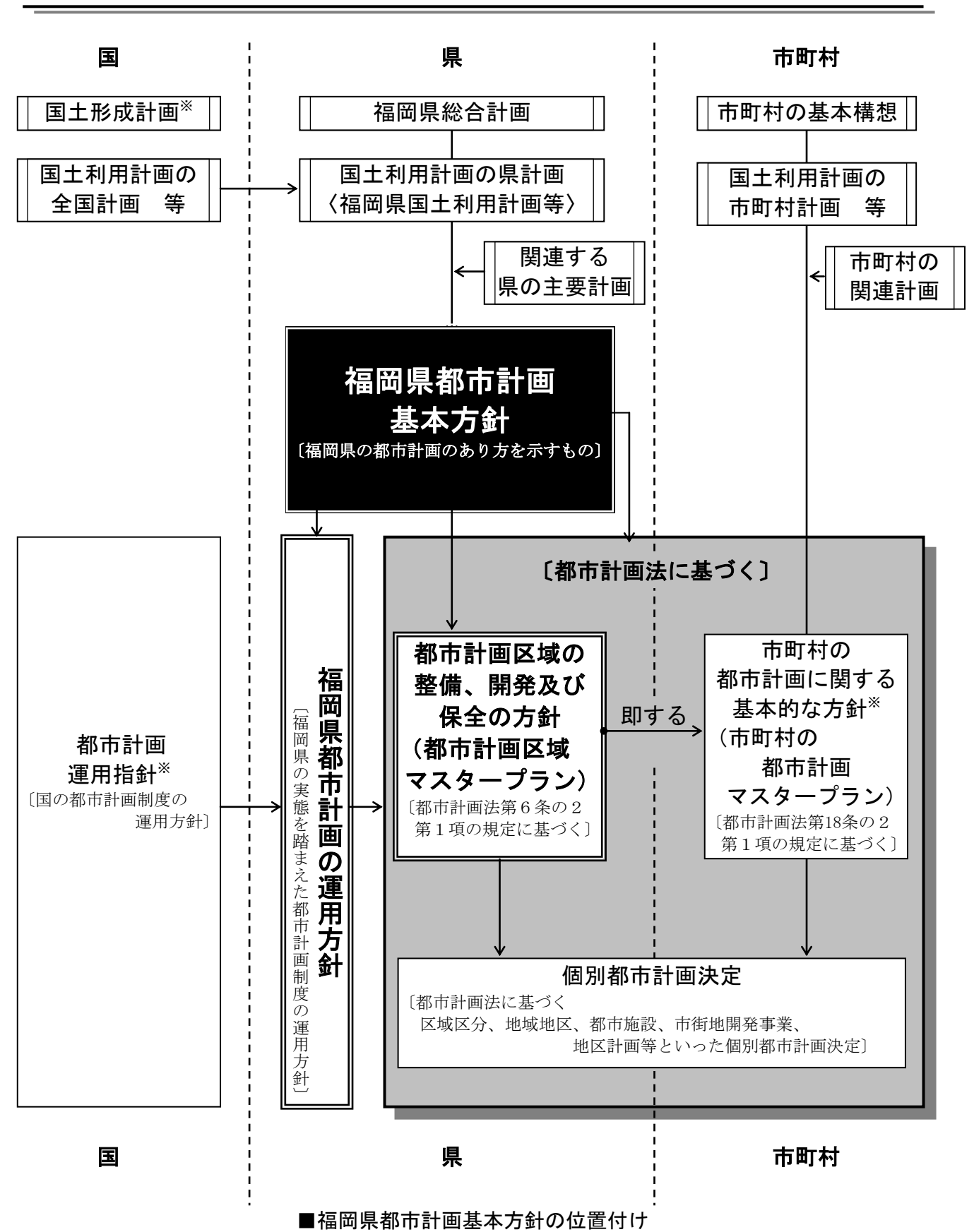
- 我が国の社会構造が、それまでの人口・産業が都市へ集中する「都市化社会[※]」から、成熟した「都市型社会[※]」へと転換したことに対応して、平成12年（2000年）に都市計画法の改正が行われました。
- 福岡県都市計画基本方針は、この都市計画法の改正に伴って、本県における「都市型社会」に対応した都市づくりを効率良く戦略的に推進していくための方針として、平成15年（2003年）に策定しました。
- これまでの基本方針では、「暮らしやすく活力のある環境共生の都市づくり」を目標として掲げ、県内55都市計画区域[※]の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成16年度策定）[※]」（都市計画区域マスタープラン[※]）における都市づくりの目標を示すとともに、その後の広域的な都市計画行政の基本的な方向性を示す論拠として活用して参りました。
- しかしながら、近年、以下に示すように都市を取り巻く環境が大きく変化しています。
 - ・少子高齢化の更なる進展とその結果としての人口減少への移行
 - ・人口減少に伴う空き家・空き地の増加などに起因する防犯面などの生活環境の悪化
 - ・地球環境保全の観点からの低炭素都市づくり[※]への要請
 - ・福岡県西方沖地震や東日本大震災発生に端を発する防災・減災[※]都市づくりへの要請の高まり
 - ・景観法の整備や世界遺産を目指した取組など個性ある都市づくりへの要請の高まり
 - ・人口減少、高齢社会への対応としての都市計画法ならびに都市再生特別措置法の改正や、日常生活に必要不可欠な交通手段の確保等からの地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正など都市計画制度面での新たな動き など
- このような社会変化や都市計画に対する社会的要請の変化を踏まえながら、喫緊の課題となった集約型の都市づくり[※]を、本県の広域的な県土構造形成と調和させながら効果的に進めることを目的として、新たな福岡県都市計画基本方針を策定しました。

注）文中の※印の用語は、用語集で解説しています。

福岡県都市計画基本方針の役割

- 福岡県都市計画基本方針は、次のような役割を果たします。

- ① 本県における都市づくりの基本的な方針を示します。
- ② 県が決定する都市計画区域マスタープランに対しての基本的な考え方を示します。
- ③ 広域的な見地から市町村の都市計画マスタープラン[※]や個別の都市計画に対する方向性を示します。
- ④ 県や市町村が取り組むべき施策や体制づくりの考え方を示します。



福岡県都市計画基本方針の概要について

はじめに

(1) 策定の背景

- ・ 現行の基本方針は、平成15年におおむね20年後の都市の姿を展望した上で策定
- ・ 近年の都市を取り巻く環境の変化に対応するため、新たに策定するもの

都市を取り巻く環境の変化

- 少子高齢化の更なる進展と人口減少社会への対応
- 環境負荷の小さな都市づくりへの対応
- 地震や豪雨など自然災害に強い防災都市づくりへの要請
- 世界遺産を目指した取組などの個性ある景観づくりへの要請 など

(2) 基本方針の位置づけと役割

- ・ 今後の都市づくりにおける県や市町村の施策の方向性を示すもの

(3) 目標年次

- ・ 平成27年度からおおむね20年後の都市の姿を展望した上で定める。

福岡県総合計画と主要関連計画

福岡県総合計画	(平成24年 3月策定)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 「県民幸福度日本一」を目指す ■ 県民生活の「安定」「安全」「安心」を目指す ■ 10の事項の実現に取り組む 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県国土利用計画〔第四次〕 ・ 福岡県農業・農村振興基本計画 ・ 福岡県森林・林業基本計画 ・ 福岡県水産振興基本計画 ・ 福岡県過疎地域自立促進方針・福岡県過疎地域自立促進計画 ・ 福岡県住生活基本計画 ・ 福岡県交通ビジョン ・ 福岡県交通安全計画〔第9次〕 ・ 福岡県交通安全実施計画 ・ 福岡県地域防災計画〔基本編・風水害対策編, 地震・津波対策編, 事故対策編, 災害危険箇所編, 原子力災害対策編〕 ・ 福岡県耐震改修促進計画 ・ 福岡県環境総合基本計画 ・ 福岡県地球温暖化対策推進計画 ・ 福岡県生物多様性戦略 ・ 福岡県保健医療計画 ・ 福岡県高齢者保健福祉計画〔第7次計画〕 ・ 福岡県健康増進計画 ・ 福岡県地域福祉支援計画 ・ 福岡県高齢者居住安定確保計画 ・ 福岡県次世代育成支援行動計画〔後期計画〕 ・ 福岡県教育施策実施計画 ・ 筑後ネットワーク田園都市圏構想 ・ 京築連帯アメニティ都市圏構想 	<ul style="list-style-type: none"> (平成21年 3月策定) (平成24年 3月策定) (平成25年 3月策定) (平成25年 3月策定) (平成22年 9月策定) (平成24年 3月策定) (平成24年 3月策定) (平成23年12月策定) (平成25年 7月策定) (平成17年3月～平成24年9月策定) (平成19年 3月策定) (平成25年 3月策定) (平成18年 3月策定) (平成25年 3月策定) (平成25年 3月策定) (平成27年 3月策定) (平成25年 3月策定) (平成17年 2月策定) (平成24年 3月策定) (平成22年 3月策定) (平成26年 3月策定) (平成15年 3月策定) (平成19年 2月策定)

1 都市計画の現状・課題と目指すべき方向性

都市計画の現状・課題

- 広域化する生活圏への対応
 - ・ 市町村の区域を越えて生活圏が広域化している。
- 人口減少への対応
 - ・ 人口減少の進行により、市町村によっては日常生活に関わる様々な問題の発生が懸念される。
- 都市化圧力への対応
 - ・ 市街地縁辺部においては依然として都市化圧力が高い地域がある。
- 交流・連携を支える都市基盤整備への対応
 - ・ アジアの玄関口や九州・山口ブロックの中心にふさわしい都市基盤の更なる充実が求められている。
- 個性を生かした都市づくりへの対応
 - ・ 景観・世界遺産など個性を生かした都市づくりが求められている。
- 少子・高齢社会への対応
 - ・ 自動車から他の移動手段への移行が必要となる高齢者が増加している。
 - ・ 高齢者や子育て世帯が暮らしやすいまちづくりが求められている。
- 公共交通施策への対応
 - ・ 沿線人口の減少と公共交通を利用できない場所への都市機能の分散による公共交通の衰退が懸念される。
- 水資源確保・自然環境保全、エネルギー問題への対応
 - ・ 安定した水資源の確保への取り組みが引き続き求められている。
 - ・ 人と自然が共生できる都市づくりが求められている。
 - ・ 多様なエネルギーをこれまで以上に効率的に利用する取り組みが求められている。
- 防災性の向上への対応
 - ・ 地震や豪雨など自然災害に強い防災都市づくりが求められている。

目指すべき方向性

- 広域的な都市の連携
 - ・ 基幹的な交通網及び情報網の整備
 - ・ 広域的で多様な交流・連携による活力の増進
- 土地利用の適正な誘導
 - ・ 個々の都市特性に応じた集約型の都市づくり
 - ・ 拠点や公共交通が便利な場所への都市機能の集約
- 広域的な交通流動に対応した都市計画の適用
 - ・ 交通施設整備に伴う広域的な交通流動の変化に対応した土地利用の誘導
- 個性を生かした都市づくり
 - ・ 自然や歴史・文化、景観、世界遺産などの個性を生かした都市づくり
- 地域住民の意見を都市づくりに反映
 - ・ 住民がまちづくりに参画できる都市づくり
- 多世代が暮らしやすい都市づくり
 - ・ ユニバーサルデザインのまちづくり
 - ・ 高齢者が自立的に活動でき、子育て世帯が安心して暮らせる居住環境づくり
- 公共交通軸を生かした都市づくり
 - ・ 公共交通を含め多様な交通手段が確保された豊かで暮らしやすい都市づくり
- 都市・田園・自然の調和
 - ・ 緑地空間の整備、緑の保全など総合的な都市緑化、多様なエネルギーを効率的に利用する低炭素都市づくり
- 安全・安心な都市づくりへの取り組み
 - ・ 防災・減災に対応した土地利用誘導や市街地整備など防災都市づくりの推進

都市計画の基本的考え方

○都市づくりの目標

拠点と公共交通軸が紡ぎだす豊かで暮らしやすい都市を目指して

○基本理念

「広域・連携」「個性・再生」「安全・安心」「パートナーシップ」

都市づくりの方針

■集約型の都市づくりの方針

○便利で魅力ある拠点の形成

・市街地整備や民間活力の活用により、都市機能や居住機能の集約を図り便利で魅力ある拠点を形成

○生活の質を高める公共交通軸の設定

・多様な交通手段が確保された、豊かで暮らしやすい都市の持続可能性を高めるための公共交通軸の設定

○拠点・公共交通軸沿線以外での低密度化への対応

・拠点・公共交通軸沿線以外で低密度化する市街地においては、自然的環境への回帰や居住環境の再構築など多面的な活用を推進

○広域的な枠組みによる都市づくり

・都市圏ごとの都市計画区域マスタープランの決定等、広域的な枠組みによる都市づくりを推進

○都市情報一元化による戦略的な施策展開

・各地域で分野横断的な施策を展開できるよう、人口、医療、福祉、商業、交通等に関する地理空間情報等を活用し、都市構造の可視化を推進

■土地利用に関する方針

○良質な都市空間の形成に向けた地区計画等の活用

○計画的な産業用地の配置 等

■都市施設・市街地整備に関する方針

○魅力ある拠点や中心市街地等の整備

○広域的な緑の整備・保全・活用 等

■安全で個性ある都市づくりに関する方針

○地域の自然や歴史・文化、世界遺産などの個性を生かした景観整備

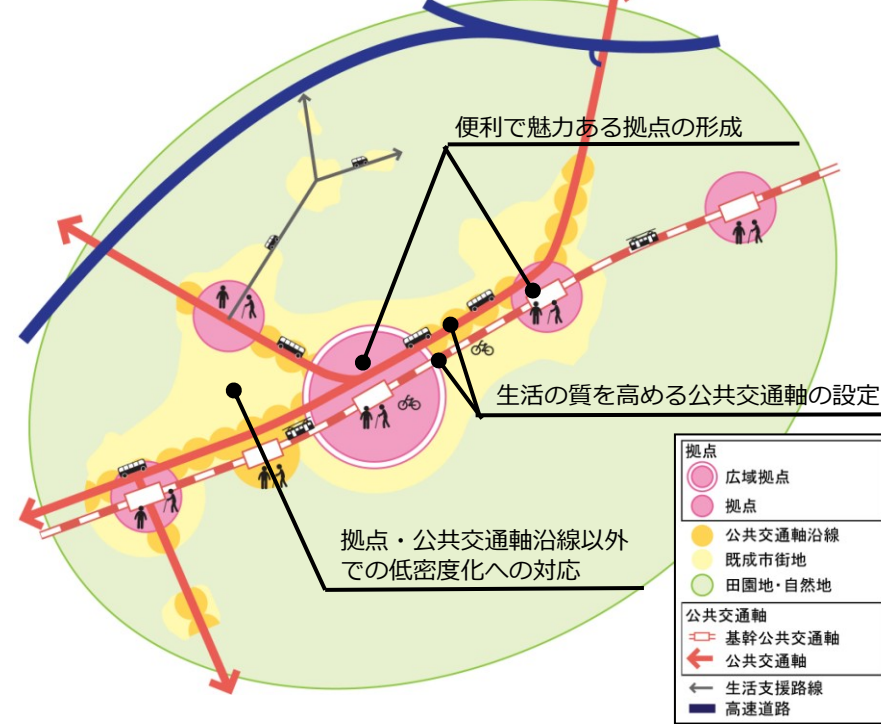
○防災都市づくり 等

■都市づくりの仕組みに関する方針

○県と市町村の連携体制の強化

○PDCAによる集約型の都市づくりの実践 等

集約型の都市づくりのイメージ

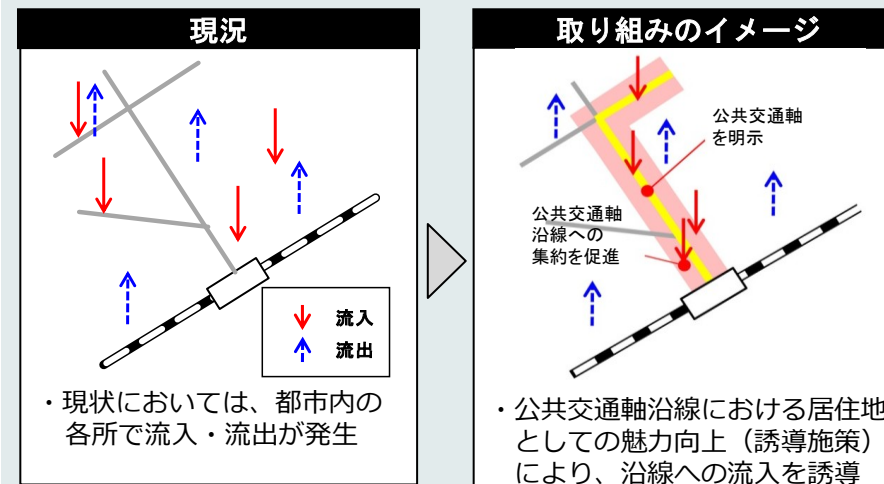


▶都市計画において公共交通軸を明示する効果

- ・土地利用が描きやすくなる。
集約型の都市構造に向けた土地利用が描きやすくなる。
- ・軸沿線で行われる施策の根拠となる。
各種事業等を展開させていくための根拠となる。
- ・民間投資を誘導する。
集約を促進させていく地区を明示することで民間投資を誘導する。

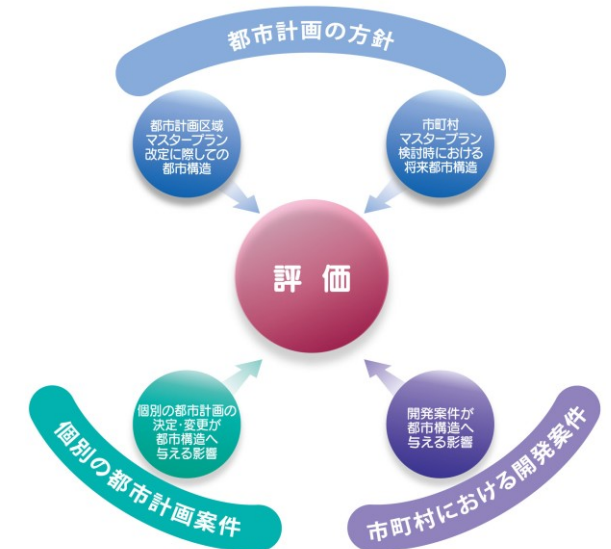
▶居住集約の取り組みのイメージ

- ・公共交通軸沿線において都市機能の集約を促進するなど、居住地としての魅力を高めつつ、時間をかけて沿線への流入を誘導する。



1 都市計画施策の展開

- ①都市計画基礎調査の拡充
- ②開発許可基準の改定
- ③用途地域等の決定運用基準の改定
- ④都市圏ごとの区域マスタープランの決定
- ⑤都市計画運用方針の改定
- ⑥都市構造の可視化の推進
- ⑦都市構造に関する専門家会議の設置



2 分野横断的な施策の展開

- ①街なか再生の取り組み
- ②公共交通軸沿線への都市機能の誘導
- ③公共交通軸の質の向上
- ④低密度化する市街地の多面的な活用
- ⑤防災都市づくりの展開
- ⑥環境共生の都市づくりの展開
- ⑦美しい都市づくりの展開

福岡県都市計画基本方針の対象地域と目標年次

- 福岡県都市計画基本方針の対象地域は、県全域とします。
- 福岡県都市計画基本方針では、個別の都市計画区域マスタープランを策定するにあたり、県全域の都市計画の基本的な考え方および広域的な都市づくりの方針を示します。
- 福岡県都市計画基本方針は、おおむね20年後の都市の姿を展望したうえで定めることとします。
- なお、この基本方針は、今後社会経済情勢や法制度等に大きな変化が生じた場合において、適宜見直しを行います。

福岡県都市計画基本方針の構成

■第1章 都市計画の現状・課題と目指すべき方向性

1-1 福岡県における都市計画の現状	本県における近年の都市の動向や都市計画に関する特性を示しています。
1-2 福岡県における都市計画の課題と目指すべき方向性	本県における都市計画の現状を踏まえた、都市計画の課題と目指すべき方向性を示しています。

■第2章 都市計画の基本的考え方

2-1 都市づくりの目標と考え方	都市計画の基本的な考え方として、都市づくりの目標と基本理念、考え方、進め方を示しています。
2-2 都市圏構造	本県における都市圏構造を示しています。

■第3章 都市づくりの方針

3-1 集約型の都市づくりの方針	都市計画の基本的な考え方を踏まえた、都市づくりに関する具体的な方針を示しています。
3-2 土地利用に関する方針	
3-3 都市施設・市街地整備に関する方針	
3-4 安全で個性ある都市づくりに関する方針	
3-5 都市づくりの仕組みに関する方針	

■第4章 基本方針の実現に向けた施策の展開

4-1 施策展開の考え方	目標年次までの県の主要施策の進め方を示しています。
4-2 展開方針	県が進める具体的な施策を示しています。